

保護者・地域の皆様へ

いじめから子供たちを守るために

～ 子供たちの心に寄り添ういじめの予防・発見・解決～

保護者・地域の皆様へ

幼稚園・学校は、集団での学習や生活を通して、社会でよりよく生きていくための力を身に付けるところです。集団生活の中で、友達関係の悩みや困難に直面し、それを解決していく経験も、豊かな心やコミュニケーション力を身に付けていくためには重要です。



しかし、「いじめ」は決して許されることではありません。「いじめ問題」は、いじめに関わった全ての子供たち（被害者、加害者、観衆、傍観者）の人格形成に少なからず影響を与え、場合によっては人と人との関係を断ち切るだけではなく、かけがえのない子供の命を奪うこともある重大な人権問題です。

「いじめ」の未然防止、早期発見、早期解決、再発防止のためには、学校と家庭、地域、関係機関等が「いじめ」についての認識を共有し、連携して取り組むことが必要です。

この「いじめから子供たちを守るために」のリーフレットは、保護者や地域の皆様が、ご家庭、地域において、子供たちと共に「いじめ問題」について考えるきっかけづくりとなることを目指して作成しました。全ては明日の墨田区を支える子供たちの笑顔のために。

「いじめ」ってどんなこと？

法律では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 平成25年）」とされています。

家庭や地域では何をすればいいの？

墨田区では、条例で保護者や地域の役割を次のように定めています。

【保護者の責務】

- 保護者は、子の教育について第一義的に責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【地域住民の役割】

- 地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。 【墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年12月10日制定）】

いじめをしない子供を育てるためには、保護者や地域の働き掛けが何よりも重要になります。

墨田区教育委員会事務局指導室

令和5年4月

いじめの認知件数はコロナ禍前より減っているのに

「ネットいじめ」や「SNSいじめ」が増加傾向

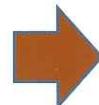
IT社会の進展により、子どもたちが自分用のタブレット端末やパソコン、スマートフォンを持つことが多くなったこともあり、ネット上やSNSでのやりとりからグループ内での中傷や無視、個人情報の拡散などといったトラブルの低年齢化が社会問題となっています。



うっかり「?」を付け忘れたために

一方的にグループから外されてしまった

①グループトークでの友人とのトラブル



ネットで出会った相談相手に個人情報を伝えたら 知らない人につきまとわれるようになった

②心のよりどころだったSNS上の知人による個人情報の流失



総務省「インターネットトラブル事例集(2022年度版)」を参考して作成

インターネットやSNS等は子どもたちの生活スタイルや人間関係作りの面で大きく影響を与えています。こうした中で、インターネット上で行われる「新しい形のいじめ問題」が深刻化してきています。子どもたちを「ネット上のいじめ」から守るためにも、保護者が責任をもって子どもたちの利用環境を管理しましょう。

もし、被害にあってしまったら、どんな相談をどこにすれば良いのか、迷ったときには以下を活用ください。電話、WEB、SNS、様々な方法で相談が可能です。

インターネット上のいじめ、誹謗中傷に関するフローチャート

インターネットの書き込み等により、いじめや誹謗中傷などの被害にあった場合

解決策について相談したい

学校に相談

- ・担任の先生など
- ・スクールカウンセラー

悩みや不安を聞いてほしい

SNSいじめ相談窓口

「STANDBY」

※裏面参照

墨田区いじめ電話相談窓口

03-3613-0127

自分で削除依頼をしたい

身の危険を感じる

違法・有害情報相談センター
(総務省) <https://www.ihaho.jp/>



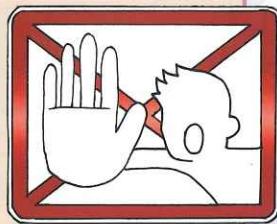
最寄りの警察や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口
<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>



いじめ問題に対する、学校での取組

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の策定、共通理解
- 学校いじめ対策委員会の設置、開催
- いじめに関する授業の実施（年3回以上）
　そのうち、1回は、「いじめ防止授業地域公開講座」として実施
- いじめに関する校内研修（年3回以上）
- 保護者会等で保護者プログラムの実施
- 情報モラル指導モデルカリキュラムを活用した授業の年3回実施や情報リテラシー教育の推進（SNS学校ルールの指導）



早期発見のために

- 「いじめ」の定義に対する共通理解
- 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- 学級担任等による子供への声掛け、日常生活の観察
- WEB健康観察「シャボテンログ」により児童・生徒の自己調整力向上
- 学級担任による定期的な個人面談の実施・保護者会
- 毎月10日は「すみだ いじめ防止の日」 いじめ問題について考える時間を確保
- いじめ発見のためのアンケート調査の実施（年3回以上）
- スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小学5年、中学1年対象）

早期対応・早期解決のために

- 学校いじめ対策委員会で対応方針等を決め、組織で対応
- 被害の子供の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
- 観衆や傍観者も対象とした指導により再発を防止
- 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
- 対応記録のファイリング
- 一定期間の指導、観察を経てのいじめの解消の確認



「学校いじめ対策委員会」とは？

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成されます。

個々のいじめの事案やいじめの疑いのある事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定し、校長に報告します。いじめ問題について、教員個人で対応するのではなく、この委員会を核として、組織的に解決を図っていきます。

いじめは、

「どの学校にも」、「どの学級にも」、「どの子にも」
起こり得るという認識をもち、校長の強いリーダーシップの下、全教職員
が一丸となって組織的に対応していきます。

いじめから子供たちを守るために

一人じゃない みんなが、子供を守ります

① まずは、幼稚園・学校の先生に相談を！



- 子供のことで心配なこと、悩んでいることがあったら、一人で抱え込まずに、幼稚園・学校の先生に相談しましょう。幼稚園・学校では、園長・校長を中心に組織的にいじめ問題の解決を進めています。
- 家族、保護者、地域の方などに相談することも大切です。

② 都内・墨田区内の関係機関

- 墨田区や都内には、様々な相談関係機関があります。

東京都いじめ相談ホットライン	SNS等教育相談	墨田区相談機関
24時間対応 0120-53-8288 メール相談 東京都 教育相談 検索 東京都教育相談センターホームページのメール相談をクリック	都内の中学生・高校生向けのSNS等相談 ニックネームや通称を使って相談することもできます。 毎日 15:00～23:00 受付は22:30まで 東京都教育相談センター	子供の性格や行動、学校生活、子育て等に関する相談 スクールサポートセンター 9:00～16:30 墨田区いじめ電話相談窓口(上記時間外) 電話 03-3613-0127 教員相談室 電話 03-5247-2012 子育て支援組合センター 電話 03-5630-6351 墨田区教育委員会
24時間対応 SOSダイヤル	こことてのちのほっとライン	性暴力救援ダイヤルNaNa
いじめの問題やその他の子供に関する相談全般 24時間対応 フリーダイヤル 0120-0-78310 全国統一ダイヤル 東京都教育委員会	生きることに悩んでいる人のための相談 はななやみ 0570-087478 毎日 12:00～翌朝5:30 東京都福祉保健局	性暴力・性被害に関する相談 24時間対応 03-5577-3899 性暴力救援センター・東京
考え方!いじめ・SNS@Tokyo	よいこに電話相談	児童・生徒を性暴力から守るために相談窓口
いじめ防止とSNSの適切な利用に役立つウェブサイト・アプリ ◆「こころ空模様チェック」アプリを篷って、東京都いじめ相談ホットラインに電話ができます。 ◆こたエールのネット相談受付フォームにつながります。 考え方!いじめ SNS 検索 東京都教育委員会	学校、子育て等、子供に関する相談全般 03-3366-4152 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00 東京都児童相談センター	教員等による児童・生徒への性暴力等に関する通報、相談 月・火・木 8:30～17:15 年末年始を除く ◆月・金 8:30～17:15 年末年始を除く ◆夜間、土日祝日・年末年始宿直の警察官が対応 警視庁 少年相談係 東京都教育委員会
こたエール	こころの電話相談	こころの電話相談室
ネット・スマホのトラブル相談 電話相談 0120-1-78302 LINE相談 アカウント名「相談ほっとLINE@東京」メール相談 こたエール 検索 月～土 15:00～21:00(祝日・年末年始を除く) ※メール相談は24時間受け付ける	心の健康に関する相談 港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬 03-3302-7711 東京都立精神保健福祉センター	子供の行動や心の発達等に関する相談 平日9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く) 千代田、中央、文京、台東、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川、島しょ地域 03-3844-2212 多摩地域(23区、島しょ地域以外) 042-371-5560 東京都立小児総合医療センター

墨田区のSNSを活用した相談窓口「STANDBY」

平日 午後5時から午後10時

対象 区立小学校4年生～中学校3年生

長期休業日前後の相談については学校からの通知やアプリ上で確認できます。

※アクセスコードは各学校からの通知を参照してください。



iOS



Android

リーフレット「いじめから子供たちを守るために」

発行年月 令和5年4月

発行者 墨田区教育委員会事務局指導室

所在地 墨田区吾妻橋1-23-20

電話 5608-6307

印刷所 株式会社コトブキ